

全米で広がる水債務の危機

低所得層と有色人種に
集中する水道料金滞納



よしむら かずなり
吉村 和就

グローバルウォータージャパン代表
国連テクニカルアドバイザー
水の安全保障戦略機構技術普及委員長
日本水フォーラム理事

清潔で安全な水道水の供給は、国民の健康・安全、さらに経済活動を支える重要な社会インフラである。世界でもっとも豊かとされる米国、特に経済活動の中心とされてきた都市部において、基本的な水道サービスを利用できない世帯の割合が増加している。さらにトランプ大統領は2026年度予算案で「水道インフラへの連邦政府の支出を大幅に削減(90%)」方針を打ち出しており、いわゆる「水道貧困(Plumbing Poverty)」に陥る世帯数が増加している。

かつて、水道のない生活は、大都市から離れた農村や遠隔地に特有の現象であった。しかし、1990年代以降の米国の住宅市場の変化に伴い、水道貧困の問題が都市部に拡大し始めた。都市部は低金利とサブプライムローン急増により住宅価格と家賃を押し上げ、手ごろな住宅の供給が減少。その結果、低所得層、特に有色人種は、劣悪な住居に追いやられ、水道料金を滞納する世帯も増加した。2008年の不況以降、この傾向は加速し、現在では水道料金を支払えない世帯の約72%が都市部に居住している。

1. 水道料金の支払い困難世帯

米国環境保護庁(EPA)の分析によれば、全米で1210万〜1920万世帯が「手頃な価格の水道サービス」を利用できていない。「手頃でない価格」とは水道料金が世帯収入の3〜4.5%を超過する場合を示す。平均すると米国世帯の20%が「水債務」(水道料金を支払い不能、または滞納)を抱えている。さらに詳細に分析すると、①低所得者層への影響…低所得者ほど、水道料金の負担率が高く、支払い困難になる傾向がある。②人種による格差…有色人種の世帯は、白人世帯と比較して、滞納や断水処分を受ける割合が高くなる傾向

向がある。（不払い即、給水停止処分）、特に非白人層が多数を占める地域では断水に直面する世帯が顕著である。

2. 米国の主要都市ごとの「水道料金を支払えない世帯・滞納額」

滞納額や世帯数などの公表データは限られているが、以下のような実態が報告されている。

1) ボルチモア（メリーランド州）

滞納額は2億9,600万ドル（約435億円）住民のみならず、市当局が約18億円の水道料金を滞納（2023年～2024年）また公営住宅の運営機関も数百万ドルを未払い。

2) シカゴ（イリノイ州）

水道料金の滞納額は4億ドルを超え、特に黒人居住地域での滞納世帯が集中（2020年調査）。

3) フィラデルフィア（ペンシルベニア州）

水道料金口座の約4割にあたる22万7,000件が滞納。その額は総額3億4,600万ドル（約519億円）に達している。居住人口の約40%が有色人種で占め

ているが、その66%（約155万人）が滞納で水道を利用できない。

4) ニューヨーク市（ニューヨーク州）

慢性的な滞納者2400件に対し、2024年3月時点で総額1億200万ドル（約153億円）の水道料金滞納があり、市は断水措置を検討中、またパンデミック中に滞納額が約2倍に増加し、総額12億ドル（約1,800億円）に達した時期もある。ニューヨーク市は、単に水道水の供給停止で対応するだけでなく、滞納金の利息免除プログラムや補助金（最大5,000ドル）といった「支援」と滞納者への「強制措置」との組み合わせで不払い問題に対処した結果、150万ドル以上の支払いが確認され、今後も継続的な徴収対策を進めている。

都市名	人口	滞納額・不払い世帯数
ボルチモア	238 万人	2 億 9,600 万ドル (約 435 億円)
シカゴ	940 万人	4 億 2,100 万ドル (約 631 億円)
フィラデルフィア	586 万人	3 億 4,600 万ドル (約 519 億円) 227,000 世帯が滞納
ニューヨーク市	1,915 万人	1 億 200 万ドル (約 153 億円)

各種公表資料から筆者作成

表1 米国・主要大都市ごとの水道料金不払い・滞納額

これらの水道貧困を解消するために、連邦政府は水道整備基金（DWRF）を、州政府は分割納付制度の導入や民間委託の促進を進めている。しかし、水道料金の値上げは避けられず、2023年には前年比で9・5%の上昇となった。一方で、連邦政府による水インフラ関連への投資は過去50年間で大幅に減少し、1977年には地方資本支出の63%を占めていたが、2017年には、わずか9%に低下した。水道料金の不払いや滞納問題は、単なる個人の経済問題だけでなく、社会的経済格差や水インフラの改築更新問題、料金体系など、複雑な要因が絡む構造的な問題である。

3. 世界の水道料金マップ

水道料金は、各国やその地域の水道事業の運営形態や地理的・水源条件により大きく異なっている。そこに国際比較の難しさがあるが、いくつかは共通の原則と、国や地域ごとの特徴がある、左に決定要因を示す。

1) 運営形態の違い

公営…日本と同じように地方政府や公的機関が直接運営する。
民営…民間企業が運営する形態、フランスやイギリスなど。
官民連携…公共と民間が協力して事業を運営（コンセッション方式など）。

2) 規制機関の役割

多くの国では水道料金やサービスを監視する独立した規制機関が存在する。

イギリスではOFWAT（水事業規制庁）など。

3) 地理的・資源的な条件

水源の豊富さ、水源や配水区域の高低差、水源水質による浄水コストの違い。

4) 税金・補助金

一部の国では水道料金に環境税や付加価値税（VAT）が上乗せされている。

政府からの補助金で水道料金が低く抑えられている国もある。

国名	都市	水道料金（円換算） （家庭用 10m ³ /月）
米国	・サンフランシスコ	¥6,930
	・サンディエゴ	¥6,160
	・シアトル	¥5,190
	・ニューヨーク	¥3,890
英国	・リバプール	¥3,730
	・ロンドン	¥3,380
豪州	・メルボルン	¥2,790
	・シドニー	¥2,670
カナダ	・オタワ	¥2,350
	・バンクーバー	¥2,210
日本	全国 平均	¥1,560

出展：水道技術研究センター（2023）「水道の国際比較に関する研究」より抜粋

表2 先進国の水道料金比較

